

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会 会長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申し込みます。

1 対象業務名

テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業コンサルティング業務

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）及び会社概要等整理表（様式第 3 号）
- (2) 提案者の概要がわかる資料
（定款・寄付行為・パンフレット 等）
- (3) 参加資格確認用書類
 - ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）
 - ② 印鑑証明書

【連絡先】 担当者所属
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人

山梨県社会福祉協議会 会長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

生年月日

(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

私は、次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、2及び3に関して県社協が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

会社概要等整理表

企画提案者	会社（団体）名	連絡担当者	所属
	所在地		役職・氏名
			電話番号
			FAX番号
			E-mail

設立年月		資本金（億円）	
売上金（億円）		従業員数（人）	
契約を担当する事業所（商号又は名称、所在地、代表者の役職・氏名）		関連会社	

同種又は類似の業務の実績

業務名			
(1) 発注者名			
(2) 契約金額			
(3) 履行期間			
(4) 業務の概要			

- （注） 1 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 2 実績は、公告の日から過去3年以内に履行した業務を対象とする。

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会 会長 殿

質問書提出者	所在地	
	商号又は名称	
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当者所属・氏名	
質問内容 ※募集要項または仕様書の頁、条項を明記すること。		

(注) 期限までに電子メールで送信すること。

2日経過しても県社協からの回答がない場合、着信確認すること。

〒 400-0005 山梨県甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ1階
山梨県社会福祉協議会 介護福祉総合支援センター（介護支援センター）

電話：055-254-8680

メールアドレス:kaigo@y-fukushi.or.jp

テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業コンサルティング業務 企画提案書

令和 年 月 日

参加者 所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名

担当者 所属部署名
 氏 名
 電話番号
 F A X 番号
 E - m a i l

業務の管理・実施体制

【総括責任者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)
【業務責任者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)
【業務責任者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)
【業務担当者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)
【業務担当者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)
【業務担当者】 役職名 [] 氏 名 主な業務実績(契約事業名及び業務の概要)

※本様式は、記載事項の変更を伴わない範囲で適宜変更して差し支えない。